広島県の品質確保に向けた取り組みについて

広島県土木局技術企画課
技術管理担当監　　玉　井　　武

平成25年度　公共工事品質確保技術者更新講習

広島県の品質確保に向けた取り組みについて

平成２５年　１０月　１８日

広島県　土木局
技術管理担当監　玉井　武

1　広島県建設産業ビジョン2011

広島県

環境・課題

建設産業における過剰供給構造

◆ 建設投資の削減に比べ，建設業許可業者数は減少しておらず，現在は過剰供給状態

■ 不良不適格業者の排除
■ 合併等の企業再編

建設工事の重層下請構造

◆ 重層下請構造の進展
◆ 工事品質等の低下の懸念
◆ 下請等へのしわ寄せの懸念

■ 重層下請構造を防止する取組の強化
■ 工事品質等の確保の取組の強化
■ 下請等へのしわ寄せ防止の取組の強化

公共工事における一般競争入札の大幅拡大

◆ 一般競争入札の大幅な拡大

■ 不良不適格業者の排除

公正で透明な入札契約手続の確保

■ 入札契約手続における公正性・透明性の確保
■ 県民の信頼の向上

入札契約制度中期計画

施策の方向性

技術力・競争力の高い企業が受注できる環境の整備
- 企業評価の見直し
  - 上位等級への昇級のメリット強化
- 合併等の協業化の促進
  - 合併促進施策の強化
- 重層下請構造の防止
  - 必要のない下請契約の防止
  - 元請・下請関係の適正化の取組強化
  - ダンピング対策の取組強化

不良不適格業者の排除
- 不良不適格業者の排除の徹底
  - 指名除外基準の見直し

県発注工事に対する県民の信頼の向上
- 入札契約適正化の基本原則に沿った取組の継続的実施
  - 透明性の確保
  - 公正な競争の促進
  - 不正行為の排除の徹底
  - 適正な施工の確保

具体的施策と取組

技術力・競争力の高い企業が受注できる環境の整備
- 適正な企業評価
- 優良企業の受注機会の確保
- 技術力の向上
- 合併等の協業化の促進
- 適正な元請・下請関係の促進
- ダンピング対策の強化

不良不適格業者の排除
- 指名除外の強化
- 談合防止
- 暴力団排除の徹底
- 優良企業の受注機会の確保(再掲)

透明性の確保
- 理由説明制度の整備
- 事前公表の拡大

公正な競争の促進
- 適正な競争の促進
- 入札方式の改善
- 新たな入札方式
- 不調(不落)への対応

不正行為の排除の徹底
- 談合防止(再掲)
- 暴力団排除の徹底(再掲)

適正な施工の確保
- 適正な企業評価(再掲)
- 入札方式の改善(再掲)
- ダンピング対策の強化(再掲)

目指すべき姿

公正で透明な入札契約制度の実現

技術力・競争力の高い企業による競争

～過剰供給構造の改善～

～重層下請構造の改善～

県民起点による「より良いものをより安く」の実現

県の支援
～環境づくり～

市場環境の整備（入札契約制度の改善）

更なる飛躍　経営の安定・再生　転廃業支援
イノベーションの強化　地域社会とのパートナーシップの確立　新たなビジネスの開拓・転換

広島県建設産業ビジョン2011

2　総合評価方式について（１）

広島県

◆広島県における品質確保に向けた取り組み（平成24年6月）

適正な施工の確保

- ◆ 監督・検査業務等の充実・強化（重点監督の実施，施工体制等立入点検など）
- ◆ **最低制限価格制度**や**低入札価格調査制度**の導入（適宜見直し）
- ◆ 低入札価格調査に係る完成後調査の実施（工事，業務）
- ◆ 低価格入札によるダンピング受注への対策強化
- ◆ 重層下請の防止

技術力・競争力の高い企業による競争

- ◆ 建設工事に係る**総合評価方式**の本格実施（平成17年年度試行開始）
- ◆ 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式の試行開始（平成22年度）
- ◆ 工事成績条件付一般競争入札の試行拡大（平成24年度入札参加要件の見直し）
- ◆ 優良建設工事の表彰制度の創設（業者・技術者）

不良・不適格業者の排除

- ◆ 指名除外基準の見直し
- ◆ 暴力団排除の徹底

透明性の確保

- ◆ 予定価格，入札結果及び工事成績評定等の公表
- ◆ 総合評価方式における審査結果の公表

2　総合評価方式について（２）

広島県

- 平成17年度から試行を開始し，平成23年度から本格実施しています。
- 過去8年間で540件以上実施しています。（試行により実施した工事を含む）

実施経緯

平成17年度　試行開始
　～
平成21年度　試行継続
平成22年度　請負対象設計金額8,000万円以上について重点的に実施
平成23年度　請負対象設計金額1億円以上について本格実施
　　8,000万円から1億円未満は工事内容により実施
　　8,000万円未満は工事内容により地域実績評価型を試行
平成24年度　請負対象設計金額8,000万円以上の工事について原則実施

改正経緯

平成17年度　簡易型を導入
平成18年度　標準型を試行
平成19年度　簡易Ⅱ型を導入　評価項目・加算点を見直し
　　（簡易型10～20→20～40点，標準型10～30→30～50点）
平成20年度　評価項目等・加算点を見直し（簡易Ⅱ型30点，簡易Ⅰ型40点，標準型50点で運用）
平成21年度　評価項目等の見直し
平成22年度　評価項目等の見直し
平成23年度　本格実施に伴い，型式名称，評価項目等の見直し
平成24年度　評価項目等の見直し
　※H25.3.1～　簡素化（補正予算対応）

2　総合評価方式について（３）

広島県

・ 適用する型式については，発注する工事の主たる工種等により選定します。

型式の種類

【旧形式名】

標準型
簡易Ⅰ型

品質確保・耐久性を重視する工種，施工難易度の高い工種を含む工事は，技術評価型を適用する。

１　技術評価Ⅰ型（品質課題評価型）

技術的な工夫の余地が大きい工種を対象に，品質課題を1～2個程度設定する。
また，社会的要請など施工に関する課題についても必要があれば設定する。

【技術評価点】3億円以上工事の場合：150点（加算点50点）従来の標準型と同等
3億円未満工事の場合：140点（加算点40点）従来の簡易Ⅰ型と同等

２　技術評価Ⅱ型（施工課題評価型）

技術的な工夫の余地が少ない工種を対象に，品質課題は設定せず，社会的要請など施工に関する課題について1～2個程度設定する。

【技術評価点】140点（加算点40点）従来の簡易Ⅰ型と同等

簡易Ⅱ型

上記の技術評価型を適用する工種を含まない工事で，総合評価方式を適用する場合。

３　実績評価型　　**（8千万円以上工事に適用）**従来の簡易Ⅱ型と同等

４　地域実績評価型（8千万円未満工事に適用）

従来の簡易Ⅱ型から，「地域の精通性」「地域貢献の実績」をより重視することにより，地域内業者の役割を適切に評価する。

【技術評価点】130点（加算点30点）従来の簡易Ⅱ型と同等

高度技術提案型

高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求める工事に適用する。

５　高度技術提案型

【技術評価点】評価項目，加算点等個別に定める

2　総合評価方式について（４）

広島県

型式選定の考え方

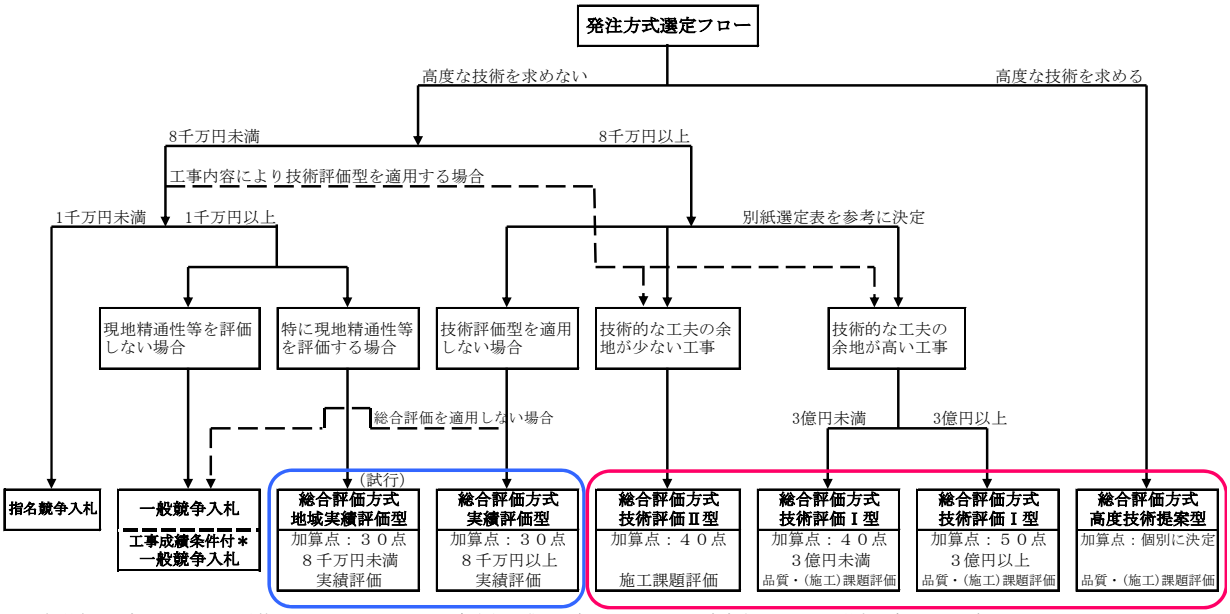

注：各型式の選定フローは，標準的なものを示しており，対象金額未満の場合であっても，工事内容により他の型式を適用する場合がある。
注：建築物・設備に係る工事を除く。
注：WTO案件を含むＪＶ工事の型式・評価方法は別途決定する。
＊ 注：工事成績条件付一般競争入札は１千万円以上５千万未満の土木一式工事から選定する。

2　総合評価方式について（５）

広島県

・ 価格と品質で総合的に優れた調達を更に進めるため，平成24年6月に以下に示すとおり評価項目等の見直しを行いました。
・ **技術を評価する技術評価型**と，**地域貢献等の実績を評価する実績評価型**の大きく2種類の型式に区分しています。

評価項目等の見直し（平成24年6月）

○ **技術評価型の地域貢献の見直し**
技術評価型について，企業の技術力を適切に評価するため，**地域貢献に係る実績の評価を廃止**し，品質・施工に関する提案を重視する評価方式に変更

○ **企業の工事成績評定点の評価の見直し**
過去3年間(平成21年4月1日から公告日の前日）の当該工事と同じ業種の**広島県関係及び中国地方整備局の工事成績評定点，上位5件の平均点を評価**

○ **優良建設工事及び優秀な技術者の評価**
「優良建設工事の表彰制度」及び**「優秀な技術者の表彰制度」**の対象となった企業・技術者の評価点を1点加点

○ **粗雑工事等に対する減点**
過去1年間(平成23年4月1日から平成24年3月31日)に，建設業者等指名除外要綱別表1，6(1)，6(2),8(1)及び8(3)に該当する指名除外措置期間中であった業者について，評価点を減点（－1点）

○ **その他**
・ **ISO9001**及び**ISO14001**の評価の廃止
・ 地域実績評価型の地域貢献実績に**過去5年間の災害復旧工事の受注実績**を新たに追加

2　総合評価方式について（６）

広島県

評価項目

	実績を評価する型式		技術を評価する型式		
	地域実績評価型	実績評価型	技術評価Ⅱ型	技術評価Ⅰ型（3億円未満）	技術評価Ⅰ型（3億円以上）
(1) 技術提案			11.0～17.0	11.0～21.0	19.0～33.0
① 実施方針			3.0	3.0	3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	△4.0	△8.0
④ 工期設定の適切性＜選択＞			△3.0	△3.0	△3.0
⑤ 施工計画の実施手順の妥当性＜選択＞			△3.0	△3.0	△3.0
(2) 企業の施工能力	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績5件の平均点（県等又は中国地整発注工事に限る）	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(3) 配置予定技術者の能力	9.0～10.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0
① 主任(監理)技術者の保有する資格	1.0				
② 主任(監理)技術者の保有する専門資格＜選択＞	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0
③ 過去5年間の工事成績3件の平均点（県等又は中国地整発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
⑤ 施工経験工事の従事役職	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同種・同規模工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績（「地域実績評価型」では発注事務所管内での実績に限定）	4.0～10.0	2.0～4.0	－	－	
① 過去1年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無 ※土木一式のみ	△2.0	△1.0	－	－	
② 過去5年間のボランティア活動の実績の有無（ﾏｲﾛｰﾄﾞ，ﾗﾌﾞﾘﾊﾞｰ制度認定）	2.0	1.0	－	－	
③ 過去5年間の路線管理等業務委託の受注実績の有無（土木一式のみ） ※防潮扉開閉，市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする	△2.0	△1.0	－	－	
④ 過去5年間の除雪等業務委託の受注実績の有無 ※市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする	2.0	1.0	－	－	
⑤ 過去5年間の災害復旧工事の受注実績の有無（土木一式のみ）	△2.0				
(6) 指名除外の状況	－1.0	－1.0	－1.0	－1.0	－1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	－1.0	－1.0	－1.0	－1.0	－1.0
合　計	26.0～33.0	20.0～23.0	29.0～36.0	29.0～40.0	37.0～52.0
配　点（換算値）	30点換算	30点換算	40点換算	40点換算	50点換算

2　総合評価方式について（７）

広島県

・ 監督・検査にあたっては，受注者が提出した技術資料の内容の履行状況について確認します。
・ 受注者の責めにより，契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できなかった場合，工事成績評定点の減点を行います。

評価内容の担保等

落札者の決定・工事契約	
技術資料記載内容の把握	○技術資料に記載された内容を監督員は把握する。
総合評価に関する通知	○履行を認めない事項がある場合のみ通知する。
施工計画書の確認	○反映されていない場合は修正・再提出を要請
工事施工	○通常監督の中で把握する。
工事検査	○原則，受注者の資料で履行を確認する。
工事成績評定	○工事成績評点の考査項目別運用表の「法令遵守等」において工事成績評定点の減点を行う。 （提案項目未実施の場合，１項目につき5点減点等）

2　総合評価方式について（８）

広島県

・ 平成17年度から試行を開始し，平成24年度から8,000万円以上の工事について本格実施。
・ 平成24年度に土木局関係分（営繕工事等除く）の発注は一般競争入札で607件，そのうち，総合評価落札方式を採用したのは83件で，その割合は約14%となっています。

実施状況（件数）

※旧土木局・旧都市局発注工事

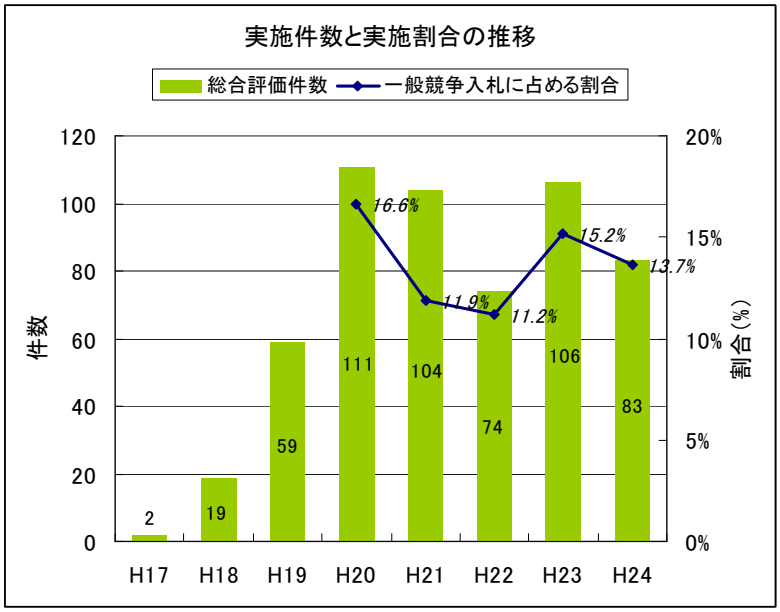

2　総合評価方式について（９）

広島県

・　平成23年度以降は，技術評価型（技術評価Ⅰ及びⅡ型）と実績評価型（実績評価型及び地域実績評価型）とでほぼ同程度の割合で実施している。

型式別実施状況（平成17～24年度）

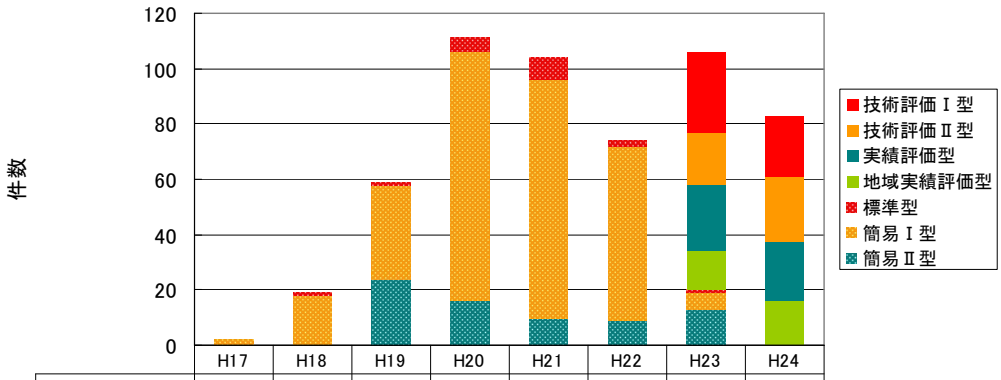

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
技術評価Ⅰ型							29	22
技術評価Ⅱ型							19	24
実績評価型							24	21
地域実績評価型							14	16
標準型		1	1	5	8	2	1	0
簡易Ⅰ型	2	18	34	90	86	63	6	0
簡易Ⅱ型			24	16	10	9	13	0

2　総合評価方式について（１０）

広島県

・　平成24年度に総合評価方式を採用した工事は，土木局関係分で**83件の実施**となっており，このうち，最低価格で応札した者以外の者と契約した件数は**27件（約33%）**で，約1／3の工事で技術評価点により逆転落札となっていることが分かります。

逆転落札状況（件数）

※旧土木局・旧都市局発注工事

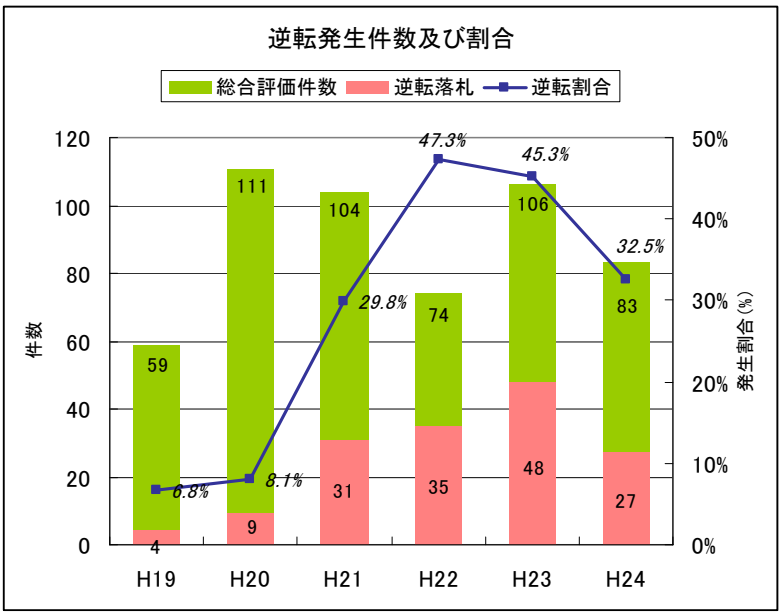

2　総合評価方式について（１１）

広島県

・ 総合評価方式を採用した工事の方が，平均工事成績点が高くなっています。（その傾向は，業種別においても同様）
・ 総合評価方式を導入することにより工事品質が向上しているものと考えられます。

○ 実施効果【平均工事成績点】

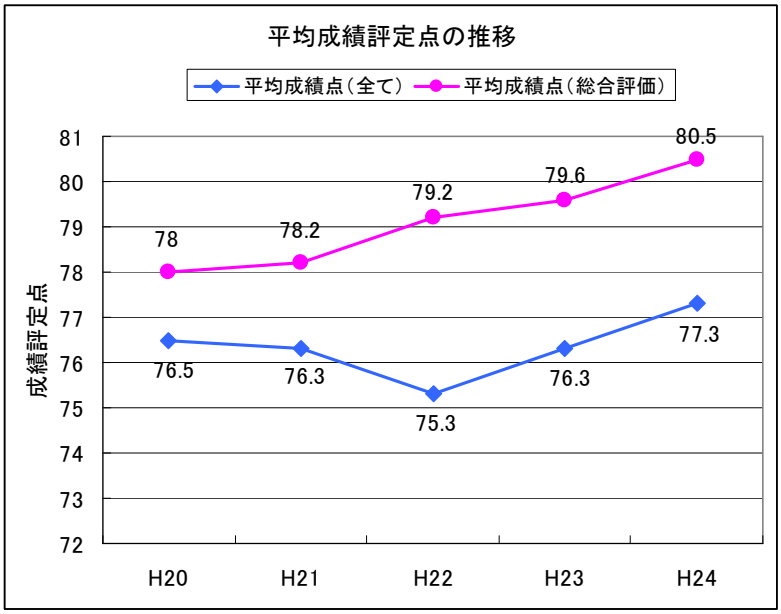

3　低入札価格調査制度等について（１）

広島県

◆広島県における品質確保に向けた取り組み（平成24年6月）

適正な施工の確保

- ◆ 監督・検査業務等の充実・強化（重点監督の実施，施工体制等立入点検など）
- ◆ **最低制限価格制度**や**低入札価格調査制度**の導入（適宜見直し）
- ◆ 低入札価格調査に係る完成後調査の実施（工事，業務）
- ◆ 低価格入札によるダンピング受注への対策強化
- ◆ 重層下請の防止

技術力・競争力の高い企業による競争

- ◆ 建設工事に係る**総合評価方式**の本格実施（平成17年年度試行開始）
- ◆ 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式の試行開始（平成22年度）
- ◆ 工事成績条件付一般競争入札の試行拡大（平成24年度入札参加要件の見直し）
- ◆ 優良建設工事の表彰制度の創設（業者・技術者）

不良・不適格業者の排除

- ◆ 指名除外基準の見直し
- ◆ 暴力団排除の徹底

透明性の確保

- ◆ 予定価格，入札結果及び工事成績評定等の公表
- ◆ 総合評価方式における審査結果の公表

3　低入札価格調査制度等について（２）

広島県

・ 県発注工事における適正な競争と工事品質を確保する観点から，平成24年6月に見直しを行いました。
・ 低入札価格調査制度の対象金額を8,000万円以上から5,000万円以上に拡大しています。

○ 適用対象

最低制限価格制度	低入札価格調査制度
請負対象設計金額5,000万円未満の工事に係る競争入札	請負対象設計金額5,000万円以上の工事に係る競争入札

○ 判断基準等

最低制限価格（円）

＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.60＋一般管理費等×0.30）×1.05

調査基準価格（円）

＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.30）×1.05

工事費総額失格基準価格（円）

- 有効な全入札参加者が入札書に記載した価格を基に算出
- 入札参加者の入札価格が正規分布になると仮定し算出した標準偏差（－σ）の値を用いて設定
- ただし，入札参加者が5者未満となった場合には，全入札価格の平均の95%

3　低入札価格調査制度等について（３）

広島県

・ 工事費総額失格基準価格は，入札参加者の入札価格が正規分布になると仮定し算出した標準偏差（－σ）の値を用いて設定しています。

○ 適用対象（イメージ）

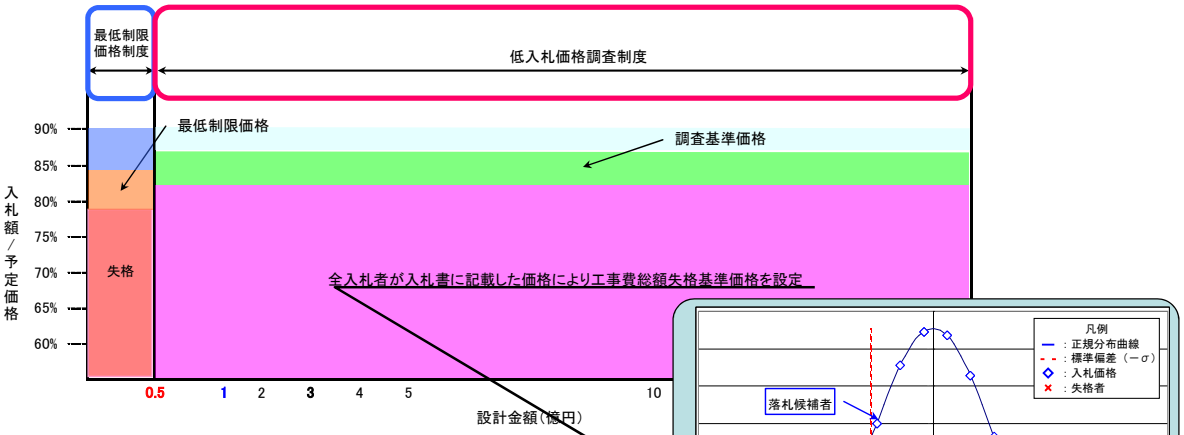

入札価格による工事費総額失格基準価格設定の概念図

【正規分布曲線】

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{(2\pi\sigma^2)}} \exp\left(-\frac{(x-\mu)^2}{2\sigma^2}\right)$$

（μは平均，σは標準偏差）

【標準偏差（σ）】

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n}(x_i - \bar{x})^2$$

n：入札参加者数
xi：入札価格
x：入札価格の平均

3　低入札価格調査制度等について（４）

広島県

・ 低価格入札者は，提出期限までに以下に定める資料及びその添付資料を提出しなければなりません。

○ 調査内容（提出資料）

(1) 低入札価格調査資料等提出書（様式2）
(2) 当該価格で入札した理由（様式3）
(3) 積算内訳書・内訳書に対する明細書（様式4・4の1）
(4) 施工体制台帳・施工体系図（様式5・6）
(5) 手持ち工事の状況（様式7・7の1）
(6) 配置予定技術者等名簿（様式8）
(7) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所，倉庫等との関連（様式9）
(8) 手持ち資材の状況（様式10）
(9) 資材購入先一覧（様式11）
(10) 手持ち機械の状況（様式12）
(11) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（様式13・14）
(12) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式15）
(13) 建設副産物の搬出地（様式16）
(14) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

※下線部の添付資料については重点調査を実施する場合に求める

3　低入札価格調査制度等について（５）

広島県

・ 低価格入札者と契約する場合，契約保証金，違約金及び瑕疵担保期間について以下に示す措置を実施します。
・ また，監理技術者又は主任技術者とは別に，これらと同等程度の技術者を専任で1名配置しなければなりません。

○ 低価格入札者と契約する場合の措置（要綱第10条）

	通　常		低価格入札時
契約保証金の増額	請負代金額の10%以上	→	請負代金額の30%以上
違約金の増額（建設工事執行規則第54条第1項の規定による契約解除が行われた場合）	請負代金額の10%	→	請負代金額の30%
瑕疵担保責任の存続期間の延長	工事目的物の引き渡しを受けた日から2年以内	→	工事目的物の引き渡しを受けた日から4年以内
追加技術者の配置	現場代理人，監理技術者又は主任技術者を配置	→	追加して，監理技術者又は主任技術者と同等程度の技術者を専任で1名配置

3　低入札価格調査制度等について（６）

広島県

・ 下記に該当する低価格入札者を落札者として契約するときは，要綱第10条第1項（前頁）に掲げる措置に加えて，追加の措置を実施します。

○ 低価格入札者と契約する場合の措置（要綱第10条）

低価格入札者が次のいずれかに該当するとき

- 県が積算した直接工事費を下回る価格で入札した者
- 当該競争入札の改札時に低価格入札により落札した他の工事を施工中である者
- 低入札価格調査の過程で特に必要があると認めた者

追　加　措　置

前払金	請負代金額の20%以内
入札参加	当該工事と同じ業種に係る平均工事成績点について別記2に定める要件を満たしていない時 ↓ 当該工事が完了し，県が引渡しを受ける日までの間，業種を問わず他の県発注工事等に関する入札に参加することを認めない

別記2

業種	平均工事成績点
土木一式工事	75点
建築一式工事	74点
とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	76点
・・・	・・・

3　低入札価格調査制度等について（７）

広島県

・ 以下の場合，地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり，請負契約の相手方として不適当であると判断します。

○ 請負契約の相手として不適当であると認める場合（基本的判断基準）

- **提出期限までに資料等の提出がない**
- **「適正な履行確保の基準」**に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

1　基本的判断基準

（１）調査に際し誠実で協力的であること。

（２）企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

（３）工事の手抜き，下請け（予定者）へのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

（４）当該低価格入札の開札日から過去２年間に県が引渡しを受けた県発注工事において，工事成績評点が６５点未満の工事がないこと。

（５）当該低価格入札の開札日から過去２年間に，品質管理，安全管理，不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し，指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし，低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。

3　低入札価格調査制度等について（８）

広島県

・ 以下の場合，地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり，請負契約の相手方として不適当であると認めます。

○ 請負契約の相手として不適当であると認める場合（数値的判断基準）

・**「適正な履行確保の基準」**に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

2　数値的判断基準（見積書の審査基準）

（１）積算内訳書は，入札時に工事費内訳書の提出を求めていた場合においては，工事費内訳書に記載されている直接工事費，共通仮設費積上げ分，共通仮設費率分，現場管理費，一般管理費等及び工事費総額と相違していないこと。

（２）調査時に提出された積算内訳書・内訳書に対する明細書において，記載されている金額及び単価について算出根拠が明らかで，工事の品質確保・安全確保の履行がなされないおそれがある違算がないこと。

（３）数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。

（４）材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。

（５）建設副産物について，適正な処理方法，適正な処理費用が計上されていること。

3　低入札価格調査制度等について（９）

広島県

・ 以下の場合，地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり，請負契約の相手方として不適当であると認めます。

○ 請負契約の相手として不適当であると認める場合（数値的判断基準）

・**「適正な履行確保の基準」**に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

2　数値的判断基準（見積書の審査基準）

（６）次に掲げる要件を満たしていること（見積書に記載されるべき内容が次の条件を満たし得ないことが明らかであるときは，見積書を徴して調査するに及ばない。）。

〈工事費総額での判断基準〉

請負対象設計金額5千万円以上の工事について，入札書に記載した価格は，有効な全入札参加者の入札書に記載した価格（以下「入札価格」という。）を基に算出し，調査基準価格を超えない範囲で定めた工事費総額失格基準価格以上であること。

【標準偏差（σ）】

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n}(x_i - \bar{x})^2$$

n：入札参加者数
xi：入札価格
x：入札価格の平均

・工事費総額失格基準価格の算出

工事費総額失格基準価格は，有効な入札価格を基に算出した平均の額から標準偏差※を引いた額に相当する額とする。

なお，有効な入札価格である入札参加者数が5者未満となった場合には，有効な入札価格の平均の額の95%に相当する額を工事費総額失格基準価格とする。

有効な入札価格とは，入札に参加する者に必要な資格として定める業種及び格付けの等級をいずれも満たす者が入札した額をいう。

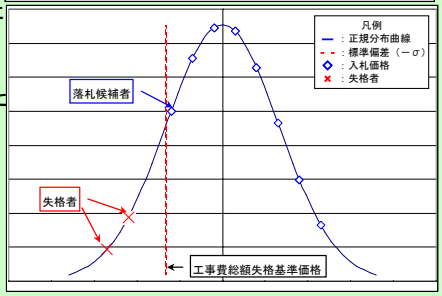

3　低入札価格調査制度等について（１０）

広島県

・ 低価格入札により落札した工事について，工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化しています。
・ また，工事完成後においても，低価格で施工可能な理由，工事総利益の実情，下請へのしわ寄せの有無などを調査し，ダンピング防止に役立てています。

○ 契約後の調査

着　手 → 完　成

施工体制等の確認

○下請負人名簿
○主要資材購入先名簿

下請業者等への代金の支払状況の確認

○ 下請業者又は資材業者等への代金の支払状況（別記様式）の提出（毎月）

［工事完成後調査］

資料の提出

○理由書（低価格で施工可能な理由）
○工事費内訳調査票
○施工体系図
〈比較表〉
○積算内訳書
○内訳書に対する明細書
○手持ち資材（主要資材）
○資材購入先一覧（主要資材）
○手持ち機械（主要機械）
○労務者の確保計画
○工種別労務者配置計画
○建設副産物の搬出等

ヒアリングの実施

○提出資料の根拠となる資料一式
○施工計画書
○工事日報
〈直接工事費〉
○工事打合せ簿等
○労働者名簿，出勤簿，賃金台帳
○材料受払い簿，入荷伝票，材料費の請求書，領収書
○機械器具等損料の請求書，領収書
〈共通仮設費〉
○交通誘導員・安全施設の請求書，領収書
○ｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟの請求書，領収書
○技術管理費の実施記録，写真，請求書，領収書
〈現場管理費〉
○安全訓練等の実施記録，写真，請求書，領収書
○現場組織図（表），社員等の給料明細書，賃金台帳，（源泉徴収票）
○各種保険料領収書，建退共証紙の写し
〈建設副産物〉
○搬出伝票，マニュフェスト，建設廃棄物処理委託契約書